

業務委託仕様書

1. 業務件名

原子力被災 12 市町村における広域的な広報活動をはじめとする情報発信施策の実行等に係る支援業務

2. 業務目的

福島相双復興官民合同チーム第二期復興・創生期間取組方針（2022 年 3 月 8 日付）では、広域まちづくり支援の柱として、「各まちの重点案件、特に帰還困難区域を抱える自治体へ重点支援」、「エリア全体を俯瞰した帰還者と移住者の双方にとって魅力と活気のあるまちづくりへの支援」、「民間企業・団体等と連携した関係人口拡大・社会課題解決」、「高付加価値コンテンツの創出・定着」などが重点取組事項として位置付けられている。

公益社団法人福島相双復興推進機構（以下「機構」という。）は、この方針に基づき、原子力被災 12 市町村（田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村および飯舘村。以下「12 市町村」という。）に対する支援を実施することとしている。

本業務委託は、機構がこれらの支援を推進するにあたり、自治体や公的機関の情報発信に関する専門的知見を有する内部専門家（以下、「広報コンサルタント」という。）が機構の業務に対して必要な支援を行うことで、機構による 12 市町村へのまちづくり支援の効果を高め、復興に一層資するものとするを目的とする。

3. 業務背景

浪江町、双葉町、大熊町および富岡町（以下「双葉郡 4 町」という。）は、2011 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災により、地震による家屋倒壊や、沿岸部における大津波による家屋流失など甚大な被害を受けた。さらに、福島第一原子力発電所事故の影響により全町避難を余儀なくされ、町民は町外での避難生活を強いられることとなった。同様に、原子力被災 12 市町村（田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村）においても、事故の影響を受け、地域ごとに異なる形で避難指示が発令された。

その後、12 市町村では段階的に避難指示解除が進められ、双葉郡 4 町においては、2017 年に浪江町および富岡町、2019 年に大熊町、2020 年に双葉町で、それぞれ一部地域の避難指示が解除された。加えて、浪江町津島地区・大堀地区、富岡町夜ノ森地区、大熊町下野上地区、双葉町双葉駅周辺など、特定復興再生拠点区域においても順次解除が進み、居住可能エリアは拡大してきた。他の 8 市町村においても、生活再建や産業再生に向けた環境整備が進められているものの、いずれの市町村でも居住者数は震災前を大きく下回り、復興の進捗には地域間で大きな差が生じている。

こうした状況の中、双葉郡4町では、避難住民の帰還促進と移住・定住の拡大を見据え、将来のまちづくりの指針となる復興計画を策定し、各種施策に取り組んできた。しかし、情報発信については、人的リソース不足などを背景に、町内居住者や避難住民向けの生活情報が中心となり、域外に向けた町の魅力や可能性を伝える発信は十分とは言えない状況にあった。

このため2024年度には、双葉郡4町を対象として、SNSや広報誌など広報ツール別の現状分析を行い、ターゲット設定や効果、課題を整理した上で、町の魅力や復興の取組を戦略的に発信するための広報戦略素案の策定を支援した。

2025年度には、この広報戦略を町の計画として正規化するための支援を行うとともに、双葉郡4町に対して研修やSNS等の効果検証分析を継続的に実施した。併せて、同様の支援を双葉郡4町を除く8市町村にも展開し、広報力の底上げを図った。

さらに、2025年度には、双葉郡4町において、まちづくり会社や関係団体との合同打合せ会議の設定を支援するとともに、12市町村合同の研修セミナーを開催し、自治体間のネットワーク形成と広報力強化を図った。加えて、双葉郡4町を対象とした広域連携による情報発信に関する会議（情報連携会議）を開催し、広域的な視点での情報発信体制の構築に向けた検討を進めた。

2026年度には、これまでの取組成果を踏まえ、引き続き12市町村の広報担当者を対象とした合同セミナーを継続的に開催し、ネットワーク形成と人材育成を一層促進する方針としている。また、双葉郡4町による広域連携による情報発信の企画立案を支援するとともに、8市町村に対しても各自治体からの要望に応じて、連携体制構築、研修機会の提供やSNS等の効果検証分析などの支援を行い、移住者や関係人口等の呼び込みにつながる戦略的かつ広域的な情報発信体制の構築を進めていく。

4. 業務内容

本業務委託において、広報コンサルタントは、上記「3. 業務背景」を踏まえた上で、「2. 業務目的」を達成するため、日常的に機構職員と緊密にコミュニケーションを図りながら、要すれば機構の支援先である自治体訪問に同行した上で、各町における魅力及び活気が向上する広報活動の展開を意識し、具体的には次の（1）から（4）の業務を行う。

また、それらの業務に関連する知見の提供や助言、諸課題に係る迅速な支援を実施するために必要とする調査業務や資料作成、その他機構が状況に応じて指示する業務を行うこととする。

なお、本業務委託を通じて機構が12市町村に対して行う支援の際には、2025年度までに取り組んだ内容や成果物（広報戦略、他自治体の優良事例調査結果および各町の広報ツール等）を最大限に活用しつつも新たな提案内容を盛り込むなど、支援効果を最大化すべく取り組むこととする。

※過年度の成果物については、2024年度の成果物を一部抜粋して参照することは可能につき、適宜、機構と相談すること。

(1) 12市町村に対する広報力向上および広域連携体制構築に向けた支援業務【約40%】

本業務は、12市町村の役場職員を中心にした広報力の向上および広報に関する意識向上を図るとともに、まちづくり会社、商工会、観光協会等の域内関係者が自治体の枠を超えて連携し、域外に向けて一体的な情報発信を行う体制の構築を目的とする。こうした取り組みを通じて、域外から人を呼び込み、関係人口の創出、さらには中長期的な移住・定住につなげていくことを目指す。

その第一段階として、域内関係者同士のネットワークを強化するため、魅力的かつ実践的な内容のセミナー等を開催し、関係者が一堂に会して学び、交流できる場を設ける。セミナーにおいては、写真・動画撮影や広報記事作成等の基礎的な広報スキルの向上に加え、広域連携による情報発信の意義や可能性に触れるなど、今後の連携につながる機運醸成に資する内容とすること。

あわせて、参加者が自発的に関与したくなるような企画内容や効果的に関係者を集めるための工夫を取り入れ、実効性の高いネットワーク形成につなげるものとする。

(2) 双葉郡4町連携による域外向け広報体制構築支援【約35%】

本業務は、双葉郡4町の役場広報担当者を対象に、域外に向けた情報発信において連携する意義を確認し、具体的な手法について検討し、実践につなげていくことを目的とする。

このため、定期的な会議等の場を設け、4町が連携して取り組むことが可能な具体的な広報アイデアについて、先進事例を調査・共有するなどし、実現を見据えた検討を行う。

また、単発の取組にとどまらず、将来的には4町の担当者が主体的かつ自立的に連携の場を運営し、継続的に情報発信の取組を発展させていけるよう、会議運営や合意形成の進め方、関係者間のコミュニケーションの在り方についても整理する。

こうしたプロセス全体を通じて、円滑な運営、活発な意見交換、参加者の当事者意識の醸成が図られるよう配慮するものとする。

(3) 双葉郡4町を除く原子力被災8市町村に対する広報活動支援【約20%】

本業務は、過年度に実施した支援により得られた知見や作成された広報ツール（各種SNSの分析作業、広報誌の外注に向けた作業、プレスリリースフォーマットの見直し作業、庁内広報案件の業務マニュアル策定作業など）等を参考としつつ、双葉郡4町を除く原子力被災8市町村に対する広報活動支援を継続的に行うことを目的とする。

一方で、各市町村の現状や課題、社会情勢の変化等を踏まえた柔軟な発想による広報支援を行うことを重視することから、必要に応じて調査・分析、資料作成、助言、関係者との調整等を行いながら、既存の手法に加えて、より効果的と考えられる新たな広報手法や取組についても積極的に検討・実施するものとする。

(4) 各種調査・分析、資料作成等支援【約5%】

機構又は12市町村が上記(1)から(3)に関連する各種事務を進めるに当たり必要とする各種調査・分析、資料の取りまとめや報告等に関し、機構又は12市町村からの指示又は依頼に基づき、各種資料の作成等を行う。

また、上記(1)から(3)は現時点における業務であり、機構が12市町村への支援を行っていく中で、12市町村との協議により追加・修正される場合がある。その際には、別途機構からの指示に従うこととする。

5. 受託事業者を求める要件

- (1) 本仕様に応じた専門家(復興支援に係る業務経験を豊富に有する者)を社内外に確保しており、機構の要望に応じて適切に人員を配員し、円滑な業務運営を行うこと。
- (2) 本事業の受託事業者および広報コンサルタント等で構成される実施体制は、12市町村の現状を十分に理解していることに加え、各省庁や県など関係機関が実施する各種支援制度、ならびに機構の役割、組織体制、事業内容等について、基礎的かつ基本的な理解を有していること。
- (3) 本事業の受託事業者は、域内企業や域外からの進出が想定される企業等との幅広いネットワークを有し、住民・企業のニーズに関する基礎的な知見を備えていることが望ましい。自治体への提案にあたっては、こうした実績やニーズを踏まえた内容とすること。
- (4) 本事業の受託事業者は、他自治体等における広報活動の取組に関する知見を有し、比較分析を通じて、当該地域における課題の解消や強みの確立につながる提案を行えることが望ましい。
- (5) 本事業において専門家として業務に従事する者(コンサルタント等)は、過去にまちづくり関連プロジェクトに携わった経験を有すること(複数プロジェクト経験があればなお望ましい)。また、自治体関係者を含む調整や説明が必要となる場面では、原則として、プロジェクトマネジメントないしはそれに準ずる経験を有する者が対応すること。
- (6) 公告日から直近5年以内に、「4. 業務内容」に記載する各事項に関連し、他自治体やまちづくり会社等に対して支援を行った実績について、提案資料に具体的に記載すること。
- (7) 公告日から直近5年以内に、分野を問わず、12市町村の自治体またはまちづくり会社等に対して支援を行った実績がある場合は、その内容を提案資料に明記すること。

6. 履行期間

契約締結日 [契約締結後] ～ 2027年3月23日 (火)

7. 「広報コンサルタント」の業務場所

本委託事業を最効率で遂行できる場所とする。

8. 「広報コンサルタント」の人員数

下記を基本として、必要に応じて調整することとする。

2日/週×1.7名

9. 進捗報告

(1) 週次報告

機構（課長以下）との定例会を原則として週次で開催し、前回定例会以降の活動実績および次回定例会までの活動予定について報告し、必要な指示を受けるものとする。報告にあたっては、活動内容が具体的に把握できる資料を機構向けに作成するとともに、ガントチャート等を用いて、各タスクの進捗状況および達成状況を分かりやすく示すこと。

(2) 月次報告

機構（グループ長以上）との定例会を原則として月次で開催し、前回定例会以降の活動実績および次回定例会までの活動予定について報告し、指示を受けるものとする。その際、特に重要な論点を中心に、支援活動の概要や、12市町村に対して提示した資料および実施した支援内容を整理・編集した報告資料を作成するとともに、ガントチャート等を活用し、タスクごとの進捗状況および達成状況を報告すること。

10. 納入物

下記の納入物を、「11. 納入先」に記載の宛先に送付する。

(1) 報告書（履行期間終了時）：1部

※本事業の背景や目的、支援の基本的な考え方を明確に整理した上で、各取組における検討の経緯、実施内容、関係者との調整状況、得られた成果や課題を体系的に取りまとめること。あわせて、取組間の共通点や相違点を踏まえた横断的な整理を行い、次年度以降の事業実施や円滑な引継ぎに活用できるよう、全体像と要点が把握できる形で構成すること。

(2) 参考資料（期間中に作成した資料含む）、データ等を記録したCD又はDVD等の電子データ：1式

11. 納入先

960-8031 福島県福島市栄町 6-6 福島セントランドビル 4 階
公益社団法人福島相双復興推進機構 福島本部 024-502-1115 (代表)
担当：村上 (080-9890-2306)、駒木根 (070-7464-9159)

12. その他

- (1) 本事業の実施にあたっては、12 市町村を取り巻く社会情勢や、周辺地域を含めた地域特性の変化を的確に把握した上で、広報施策を通じた住民の帰還促進および移住・定住の推進、さらには交流人口・関係人口の拡大に資する支援となるように努めること。あわせて、機構と十分な意思疎通を図り、機構から指示があった場合には、その内容に従うものとする。
- (2) 業務の遂行過程において、12 市町村に対する提案や提言を行う必要が生じた場合、または 12 市町村の関係者と電子メール等により連絡・調整を行う場合には、事前に機構と十分に協議した上で実施し、機構の指示に従うこと。なお、やむを得ない事情等により、直接的に 12 市町村の関係者との連絡調整が必要となった場合には、遅滞なく機構に報告すること。
- (3) 支援業務を進めるにあたり、過年度の支援内容に関する情報が必要となる場合には、機構とまちづくりコンサルタントが協議の上、契約締結後に当該情報を提供するか否かを別途判断するものとする。
- (4) 本事業は機構からの委託事業であることから、対外的に作成・発出する資料は、原則として機構名義で行うものとし、機構の承認を得ることなく、その全部または一部を自治体等へ提出してはならない。また、資料の作成および取りまとめにあたっては、事前に機構と十分に調整し、機構の指示に従うこと。
- (5) 事業の実施期間中に問題や事故等が発生した場合には、速やかに機構へ報告するとともに、委託先の責任において適切に対応し、解決を図ること。また、実施期間中に事業実施体制の変更が見込まれる場合、特にプロジェクトマネージャーの交代等、事業内容や進行に大きな影響を及ぼすおそれがある場合には、事前に機構へ報告し、十分な協議を行った上で、機構の了承を得ることとする。なお、スタッフレベルの交代については、事業の継続性や品質に支障が生じない範囲において適切に対応するものとする。
- (6) 新型コロナウイルス感染症をはじめとする各種感染症の流行時においては、感染拡大防止に資する十分な対策を講じるとともに、本委託事業を継続的かつ確実に遂行する観点から、必要に応じて機構と協議しながら事業を実施すること。
- (7) その他、本事業に関して不明な点が生じた場合には、速やかに機構へ問い合わせを行い、その指示に従うものとする。

以上